

民間事業者参画による漁港の管理体制の変遷に関する研究 -漁港ストックを活用した指定管理者制度について-

Study a on change of the regime of the fishing port by the private company participation in planning - About the designated manager system that utilized fishing port stock-

○鈴木一帆¹, 山本和清², 宮崎渉³, 加藤拓郎⁴

*Kazuho Suzuki¹, Kazukiyo Yamamoto², Wataru Miyazaki³, Takuro Katou⁴

Abstract: With a recent population decline, it is the present conditions that the marine products industry declines under the influence of a population decline and aging in the fishing village located at the coast. By such present conditions, various actions were carried out in the fishing port, and not crowded site place reason fishing port stock came to exist in that. I paid my attention to a designation manager system to structure the entry process of the private enterprise company in the fishing port in this study because I could think that it became difficult that the local government performed the maintenance of the fishing port from the decline of the local government by the depopulation, the present conditions of the fisherman in the future. It is intended that I examine a model in the area where there are a lot of leaving boats in possibility of the designated management of fishing port facilities.

1.研究背景

漁村は水産業の基盤として重要な存在で、世界的にも水産物の需要は増加している、しかし、我が国では少子高齢化による人口減少が深刻で、漁村でも高齢化に伴う漁業者の減少が進行している。これにより漁港の機能は重複・分散した状態となり、この状態で利用が続いては、維持管理費用などが増大する恐れがあることから、漁港機能を拠点漁港に集約することで効率的利用を図り、それと併せて漁港に存在するストック（以下漁港ストックと称する）を活用することが重要な課題とされた。

漁港ストックは、これまで飲食店や養殖場などの活用例が多く、その多くは漁協が管理運営するものであった。しかし、年々漁業者が減少している漁村において漁港ストックを漁協と自治体だけで活用するには限界があることから、平成31年4月に漁港施設用地に関する規制緩和が施行された。これにより、民間事業者による放置艇収容施設や陸上養殖施設などの地域活性化を目的とする施設に漁港ストックを活用することが可能となった。

2.研究目的

本研究では、過疎の自治体での漁港の維持管理、地域活性化の場として漁港の有用性等を考究し分析することで、民間事業者による漁港施設の指定管理者制度について検討することを目的とする。また、船舶を保管する機能という意味ではマリーナが類似していることから、マリーナ経営者による漁港管理の可能性も併せて検討する。

3.指定管理者制度

2003年9月2日から施行され方自治法244条改正によるもので、管理者に指定された者が公の施設の管理権限を委任されるものであり、施設をより効率的かつ効果的に運営するためのものである。

4.研究方法

4.1 調査対象地

本研究では、今般の規制緩和により放置艇収容施設が貸付で整備しやすくなったことを受け、放置艇が多く存在する地域の漁港での指定管理者制度について検討する。よって、調査対象地は全国で放置艇が最も多く存在する広島県で、同県内の漁港とする（Fig1）。

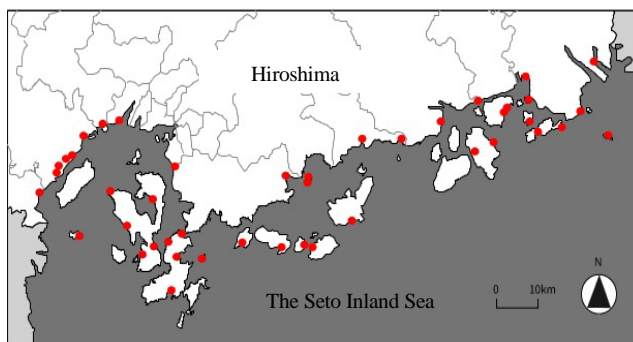


Figure1. Subjects of survey fishing port

4.2 調査方法

文献調査及びヒアリング調査によって、漁港施設の維持管理の現状を把握する。また、公共マリーナの指定管理者制度の導入状況及び、これまでマリーナとして漁港を活用した事例の分析から、今後漁港施設で公共マリーナと同様に指定管理者制度を導入することを検討する。

1：日大理工・院（前）・海建 2：日大理工・教員・海建 3：日大工・教員・建築 4：日大理工・学部・海建

5.調査結果及び考察

5.1 漁港施設の維持管理の現状

漁港の整備は漁港漁場整備法の第4条の3に定められる、第3種漁港又は第4種漁港に係るもの限り国が整備を行うと定められており、第1種漁港及び第2種漁港に係るものは自治体か漁協が行うものとされている。現在水産庁に指定されている漁港の多くは第1種漁港であることから、漁港整備の多くは自治体が行っていることがわかる。これに対し、水産庁では「水産基盤施設機能保全計画策定の手引き」や「水産基盤施設のストックマネジメントのためのガイドライン」などを発行している。これらは水産基盤である漁港の整備に関する診断方法などを記載したもので、この他に補助事業として「漁港施設機能強化事業」、「港再生交付金事業」などがある。これらのガイドラインや補助金は存在するものの、これだけで漁港の維持管理が持続的に可能なのか検証が必要と考えられる。

5.2 広島県の現状

広島県の人口は減少傾向にあり、漁業センサスの結果より、漁業就業者数も2013年の4,446人から2018年の3,327人と、過去5年で減少していることが把握できた。また、広島県内の放置艇数は約11,000隻と膨大な数で、現在の係留スペースだけで対応することは困難である。

広島県の担当者へのヒアリング調査から、放置艇対策の現状として2022年までに放置艇ゼロを目標に、防波堤の後ろに存在する水域の一部を泊地として利用するなどの取り組みを行っているが、係留スペースや費用の不足などから依然として数を減らすことは難航している。広島県内の46漁港の内14港は県管理で、32港は市町村管理となっており、その理由として漁港が位置する市自らの権限に基づき決定・実施することにより利用者の実情や地域住民のニーズに合った管理運営が可能となることで、利便性の向上につながるとされている。これらのことから、県管理と市町村管理の漁港には共通して費用の問題があることがわかる。したがって、費用を捻出する仕組みを構築しなければ、放置艇問題を完全に解消することは困難であると考えられる。

5.3 漁港施設の指定管理について

現在の港湾を公共マリーナとして使用しているものは全国で75か所あり、その約2/3は自治体又は漁協が管理を行っており、その他は指定管理者を指定していた。指定管理者が管理を行うマリーナには共通して規

模が大きいものや、マリーナ以外の施設を併設していることが要素として見られた。また、漁港にプレジャーボートを係留する施設はこれまでに水産庁がフィッシャリーナと呼ばれる漁港の一部をマリーナ化した施設を推進し、これは漁港区域内の船舶の秩序形成を主としたことから漁業者にとってもメリットが大きい。しかし、フィッシャリーナは全国で33か所に留まっており、広島県内には3か所存在する。この理由として、施設の整備費用や管理体制の問題などから整備が滞っていると考えられる。

これらのことから、指定管理者として民間に施設の管理を委託するには、対象となる施設の規模や、周囲の施設との関係性、漁業者の理解が重要になると考えられる。

6.まとめ

漁港の維持管理の現状としては、国から整備計画の策定方法の手引きや補助金の支援は存在していることが把握できた。しかし、放置艇が多く存在する広島県では、費用の問題などから未だ放置艇収容施設の整備には至っていない現状である。このことから、補助金などの支援は既存の施設に対しては概ね柔軟に対応しているが、新規の施設についてはまだ対応しきれていないと考えられる。また、今般の規制緩和により民間事業者が漁港ストックを活用し整備した施設についても、補助金などの支援がどの範囲まで適用されるのか明確にする必要がある。

漁港ストックを活用する前提として、漁港を利用する漁業者の理解を得る必要があることから、フィッシャリーナの整備の推進を検討する必要がある。

今後の調査では、漁港管理者と漁業組合への調査を行い、漁港の維持管理の現状と民間事業者による管理の可能性を検討するとともに、公共マリーナの経営者に対する意識調査を行い、マリーナ経営者が漁港の指定管理者として参画する可能性と、その条件について把握し、民間事業者による漁港の管理体制を検討する。

7.参考文献

- [1] 水産庁:「水産基盤施設機能保全計画策定の手引き」、2017年
- [2] 水産庁:「水産基盤施設のストックマネジメントのためのガイドライン」、2015年
- [3] 農林水産省:「漁港漁場整備法(昭和二十五年五月二日法律第百三十七号)」, 2002年改正
- [4] 公益社団法人 港湾協会:「数字で見る港湾(2019年版)」, pp72, 2019年7月21日出版